

上野原市業務継続計画（自然災害BCP）（案）に対するパブリックコメント実施結果

ご意見の該当箇所	頁	意見の内容	市の考え方	修正有無
目次		目次に「別冊 非常時優先業務整理表」とあるが、別冊のタイトルは「災害時優先業務整理表」となっている。	別冊のタイトル「災害時優先業務整理表」を「非常時優先業務整理表」へ修正します。	有
第1章 総則 4 前提とする災害	P6	P6に『山梨県地震被害想定調査』で対象としているとある。かっこの種類は統一すべき。	『を「へ修正します。	有
第1章 総則 4 前提とする災害	P6	P6に「前提条件を表2に、被想定を表3に記載する。」とある。「被想定」は「被害想定」だと思われる。	「被想定」を「被害想定」へ修正します。	有
第1章 総則 4 前提とする災害	P6	P6表2で想定地震が首都直下地震M7（立川直下）表3で全壊1,721棟とある。一方、地域防災計画 総則-19で、首都直下地震M7（立川直下）の全壊は、1,950棟となっている。一致させないとおかしいと思う。BCPで全壊1721、全壊のうち焼失229となっている1721と229を合計すると1950。	いただいたご意見の通り、1,721棟中に焼失棟数の229棟は含まれていませんので、表3中の全壊棟数「1,721棟」を「1,950棟」へ修正します。	有
第2章 業務継続のための体制確保 1 業務継続体制の考え方 (2) 参集可能職員の推計条件	P9	P9表5に参集不能率があり、「2週間目以降、全職員のうち、怪我や死亡等により概ね9割は参集可能と想定。」とある。この表は、この箇所以外すべて参集不能または困難なので、ここも「概ね1割は参集不能と想定」とすべき。また、表のタイトルや表頭が「参集不能」となっているので、備考の「参集困難」も「参集不能」に統一した方がいいと考える。	いただいたご意見を踏まえ、表5中の「参集困難」を「参集不能」に修正し、「2週間目以降、全職員のうち、怪我や死亡等により概ね9割は参集可能と想定。」を「2週間目以降、全職員のうち、怪我や死亡等により概ね1割は参集不能と想定。」に修正します。	有

ご意見の該当箇所	頁	意見の内容	市の考え方	修正有無
第3章 業務継続計画の具体的計画 3 電気、水、食料等の確保	P11	P11に「3 電気、水、食料等の確保」というセクションがある。ここでは車両用の燃料の確保について触れていないが、BCP中に記載しなくてよいものなのか？大規模災害の時には物流が止まり、東日本大震災の時には被災地へ石油がなかなか届けられなかった。上野原市も高速道路、国道20号、中央線が途絶えると、それなりに長期間ガソリンが得られなくなる可能性もあると思う。このため災害時のための事前の備蓄量や、通常の輸送手段が途絶えた場合の燃料の入手方法について検討し、記載すべきではないか？	ご指摘のとおり、車両用の燃料につきましても重要な物資でございますので、すでに通常業務の中で車両の燃料計が半分以下にならないよう運用しているところであり、かつ、当該計画では、全庁的に初動で最低限必要な物資を記載しております。このため、原案のとおりとします。	無
第3章 業務継続計画の具体的計画 3 電気、水、食料等の確保	P11	P12にふじみの非常発電設備について、備蓄燃料：なしとなっている。備蓄燃料がないのに停電時に自動起動して、72時間稼働できる理由がわからない。	記載の「容量」は常時タンクに入っている燃料を示し、「備蓄燃料」はそれとは別に保管してある燃料を示しています。わかりにくい表記であったため、合計した燃料量を「備蓄燃料」として記載するよう修正します。	有

ご意見の該当箇所	頁	意見の内容	市の考え方	修正有無
第3章 業務継続計画の具体的計画 3 電気、水、食料等の確保	P13	P13に「職員向けの食料及び飲料水の確保については、市の備蓄品から一定数量を職員用として確保しつつ、平常時から職員自ら飲料水や食料品等の非常時の備蓄（最低限3日分）を行うよう啓発を行う。」とある。これは、現在上野原市が職員向けの備蓄を行っていないが、非常時に業務として災害対応を行う職員分の水や食料は今後市で確保し、一方職員の生活を営む中での備えとして、家庭に置いておく水や食品について、非常用としても使えるように配慮するよう、職員の意識を高めるようにしていく、という趣旨のように思うが、1つの文の中で、頭の方では主題が非常時優先業務従事職員についての市の対応で、後ろの方は職員一般の日常生活ということだとわかりにくいので、文を分けてそれぞれ主語を明示する方がよいと思う。	いただいたご意見を踏まえ、「職員向けの食料及び飲料水の確保については、市の備蓄品から一定数量を職員用として確保しつつ、平常時から職員自ら飲料水や食料品等の非常時の備蓄（最低限3日分）を行うよう啓発を行う。」を「職員向けの食料及び飲料水の確保について、災害時には市の備蓄品から一定数量を職員用として確保し、平常時には、職員自ら飲料水や食料品等の非常時の備蓄（最低限3日分）を行うよう啓発を行う。」に修正します。	有
第3章 業務継続計画の具体的計画 4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	P15	P14に災害時優先電話の設置場所が本庁舎とふじみのみ記載されている。消防本部庁舎も災害時に利用する可能性があるのであれば、消防本部庁舎にも優先電話を引くべき。	貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。	無

ご意見の該当箇所	頁	意見の内容	市の考え方	修正有無
第3章 業務継続計画の具体的計画 5 重要な行政データのバックアップ	P15	<p>P15に各種情報システムについて記載されている。サーバーについて重点的に記載されているが、情報システムは「システム」という言葉の通り、様々な要素が組み合わさってまともな処理ができるという基本的な考えをベースにする必要がある（要素のうち1つでもおかしければうまく動かない）。このため対応策を考えていても、考え漏れのためにその対応策が無効になってしまった場合を想定し、1紙ベースでどの範囲の業務を実行することが適切かを考えることが必要。特に発災時からすぐに使用するBCP関連の情報は適切にメンテナンスすることを前提に各課や各職員が紙で見ることができるようになるべき。2 システムの要素をできるだけ細かく、かつ、具体的に考えることで、単一障害点をピックアップし、そこについて冗長化を検討するべき。過去の災害では、サーバーは被害を受けなかったが、サーバー室の空調のための機器が稼働せず結局サーバーが使えなかった例や、世田谷共同溝火災の時の世田谷区役所のように、本庁舎から外部へのネットワークを論理的に冗長化していたが、そのケーブルがどちらも単一の共同溝を利用していたため、共同溝の火災でその冗長性が役に立たなかった例がある。世田谷共同溝火災の例はJ-LIS（旧LASDEC）の研修で、ネットワーク設計の設計者の人が、「物理経路まで確認していなかったために失敗した」と言っていた。</p>	<p>実災害や訓練による検証を行うことにより、必要に応じて、今後の計画変更の参考とさせていただきます。 このため、原案のとおりとします。</p>	無

ご意見の該当箇所	頁	意見の内容	市の考え方	修正有無
(別冊) 災害時優先業務整理表	P15	別冊 P14 に災害復興計画の策定に関する内容を 1 日以内に着手すると書かれている。「復興」が必要な大規模災害の時に、1 日以内に被害状況を把握することは無理であり、そもそも復興計画に着手しようがないと思う。例えば、上野原市公共施設等総合管理計画によると、市が管理する橋は 278 あるということだが、これらの被害状況を把握するのに、着手するまでさえ何日もかかると考えられる。こう考えると応急処置が緊急で必要な時期に、後回しにできる事務を詰め込むのはあぶはち取らずで業務が破綻することになりかねず、復興計画の策定に限らず、後回しにできるものは後回しにして、初動時の必要作業は、1 徐々に参集して、職員がだんだんと増え、市のこなせる作業量が増える、2 徐々に被害状況が明らかになり、やるべきことが明確になりつつ優先順位も変化する、という大規模災害時の時間的状況変化を組み込んで、大風呂敷でない計画にすべき。	ご指摘の通りであるため、過去の災害等を参考にし、2 週間以内からの着手へと修正します。	有
(別冊) 災害時優先業務整理表	P26	別冊 P26 に「国民健康保険偉業月報 A・B・E 表」とある。「偉業」は「事業」だと思われる。	「偉業」を「事業」へ修正します。	有
(別冊) 災害時優先業務整理表	P45	別冊 P45 に「土曜は月委 1 回」とある。「土曜は月に 1 回」なのではないかと思われる。	「土曜は月委 1 回」を「土曜は月に 1 回」に修正します。	有

ご意見の該当箇所	頁	意見の内容	市の考え方	修正有無
計画全体	一	<p>●総評 本計画は、立川断層帯によるマグニチュード7程度の直下型地震を主たる想定災害としていますが、このような「特定の災害に決め打ちした想定」は、かえって他の重大なリスクを見落とす構造的欠陥を内包しています。たとえば、富士山噴火による火山灰の降下（10cm以上）といった広域的・長期的影響を及ぼす災害は、上野原市にとっても現実的な脅威でありながら、本計画では一切触れられていません。</p> <p>このような「想定内の限定」は、行政の責任を「想定内」に閉じ込め、想定外の事象に対して「対応できなかった」とする免責の口実を与える危険性があります。BCPは本来、想定外をも含めた柔軟な対応力と、説明責任の担保を目的とすべきです。</p> <p>●提案</p> <p>1. 複数災害・複合災害を前提としたリスクスペクトラム方式の導入 地震、風水害、火山噴火、感染症、インフラ障害などを並列に扱い、それぞれの行政機能への影響を整理してください。</p> <p>2. 「想定外」への対応原則の明文化 想定外の事象が発生した場合の初動原則（例：住民の安全最優先、現場判断の尊重、情報公開の徹底）を明記してください。</p> <p>3. AI技術の活用によるリスク評価とシナリオ生成 現代のAI技術は、膨大なデータをもとに多様な災害シナリオを生成・評価する能力を持っています。人間の想像力の限界を補う手段として、AIを活用したリスクマネジメントの導入を検討してください。</p> <p>4. 事後検証と説明責任の制度化</p>	<p>1. 複数災害・複合災害を前提としたリスクスペクトラム方式の導入 あらゆる災害を前提とした計画であると際限がなくなってしまうため、6ページの4前提とする災害にも記載した通り、代表として被害が大きく予知が困難な地震災害を前提とさせていただきます。</p> <p>2. 「想定外」への対応原則の明文化 別冊の災害時優先業務整理表に各課等が所掌する業務の始業および終業に関する目標時間を記載していますが、想定外の事象が発生した場合には、1ページ目の基本方針により初動対応をすべきかどうかを判断することになります。</p> <p>3. AI技術の活用によるリスク評価とシナリオ生成 貴重なご意見として承り、今後の計画策定の参考とさせていただきます。</p> <p>4. 事後検証と説明責任の制度化 業務継続計画は検証報告書の作成・公開を義務づけるものではないと考えますが、業務継続計画が発動された災害への対応後においては、計画の実効性を検証し、計画の変更を行う場合には改めてパブリックコメントの募集を行うことにならうかと思っておりますので、その際にご意見等いただきたいと思います。</p>	無

ご意見の該当箇所	頁	意見の内容	市の考え方	修正 有無
		<p>災害対応後の検証報告書の作成・公開を義務づけ、住民や第三者による評価・提言を受ける仕組みをBCPに組み込んでください。</p> <p>5. 住民参加による計画の継続的見直し 地域住民の経験や知見を取り入れた「生きたBCP」への転換を図り、定期的な見直しと訓練を通じて実効性を高めてください。</p> <p>●結論 BCPは単なる災害対応マニュアルではなく、行政と市民の信頼関係を築くための「社会契約」であるべきです。AIの進展した現代においてこそ、人間の想像力と技術の力を融合させ、より開かれた、責任ある計画づくりが求められています。上野原市がその先駆けとなることを強く期待します。</p>	<p>5. 住民参加による計画の継続的見直し 本計画が策定された後、実災害や訓練等を経て、本計画を精査、修正し、計画の変更を行うことで改めてパブリックコメントの募集を行うことになろうかと思っておりますので、その際にご意見等いただきたいと思っております。</p> <p>よって、上記1から5により、原案のとおりとします。</p>	